

「改正大学設置基準影響調査アンケート」の集計概要と考察

2024年10月20日

日本私大教連中央執行委員会

日本私大教連は、2022（令和4）年10月に改正された大学設置基準が大学現場にどのような影響を及ぼしているのかを把握するため実態調査を実施（2024年4月～7月）しました。以下に、その回答を集計し、考察をまとめました。

Ⅰ. 改正大学設置基準影響調査アンケート集計の概要（回答数：45）

0 カテゴリー分類（規模・校種）

- (1) 1学年当たりの学生数：①1,000人未満【20】
 - ②1,000～3,000人未満【10】
 - ③3,000人以上【15】
- (2) 教員数（常勤）：①100人未満【14】
 - ②100～300人未満【14】
 - ③300人以上【18】
- (3) 職員数（常勤）：①100人未満【16】
 - ②100～300人未満【16】
 - ③300人以上【12】
- (4) 校種：①総合大学【24】
 - ②人文社会・芸術系【11】
 - ③理工農学系【5】
 - ④医薬・看護・福祉系【4】
 - ⑤その他【2】（家政、短大）
- (5) 現在の学部数：①1学部【6】
 - ②2～5学部【15】
 - ③6学部以上【21】

1-1 2025（令和7）年度以降の学部学科の新設、改組（廃止も含む）等の計画の有無

① 計画あり：【9】

〔学部学科の新設〕

経営学部商学科、通信制情報工学部、環境イノベーション学部、生命理工学部、工学部、アート・デザイン学部

〔学部学科の改組〕

理学部→生命科学部医療技術学科、バイオ環境学科→未定、バイオサイエンス学科→生命環境学科、理工学部→未定、理学部→理学部+生命理工学部、環境工学生体課程→環境科

学課程、現代生活学部→現代生活学部+生活共創学部、家庭・家族支援学科→デジタル・グリーン子ども学科

*短大の廃止【2】

- ② 計画なし：【22】
- ③ 不明：【7】

1-2 常勤の教員全体に占める任期付（有期雇用）教員の比率

- ① 0%：【2】
- ② ~10%：【9】
- ③ ~20%：【12】
- ④ ~30%：【3】
- ⑤ ~50%：【4】
- ⑥ 51%～：【4】

2-1 「基幹教員」制度の導入状況

- ① 導入している：【5】
- ② 導入を検討中：【19】
- ③ 当面、導入の予定はない：【12】
- ④ 不明：【9】

2-2 民間企業からの実務家教員の登用の状況

- ① 全学的に積極的に登用している：【5】
- ② 学部によっては積極的に登用している：【21】
- ③ 登用していない：【9】
- ④ 不明：【10】

2-3 「クロスアポイントメント」制度（複数の大学等で常勤として勤務）の導入状況

- ① 導入している：【10】
- ② 導入を検討中：【4】
- ③ 当面、導入の予定はない：【17】
- ④ 不明：【13】

2-4 「基幹教員」への非常勤講師（年間8単位以上の授業科目を担当し、教授会や教務委員会等の会議に構成員として参画している教員）のカウント

- ① カウントしている：
- ② カウントしていない：【24】
- ③ 不明：【9】

2-5 「基幹教員」制度の導入に伴う変化

- (1) 専任教員数
 - ① 増えた：【0】
 - ② 減った：【1】
 - ③ 変わらない：【17】
- (2) 専任教員に占める「特任教員」等の任期付教員の割合
 - ① 増えた：【1】
 - ② 減った：【0】
 - ③ 変わらない：【16】
- (3) 教育、学生指導に係る負担
 - ① 増えた：【2】
 - 〔「合理的配慮」を要する学生増への対応。専任教員減による仕事量の増加〕
 - ② 減った：【0】
 - ③ 変わらない：【13】
- (4) 委員会業務等の校務の負担
 - ① 増えた：【4】
 - 〔基幹教員制度導入に伴う拡大教授会の新設。文科省への各種届出書類作成の増加。専任教員減による仕事量の増加〕
 - ② 減った：【0】
 - ③ 変わらない：【15】

3 - 1 「教育研究実施組織」の導入状況

- (1) 「教職協働」の考え方に沿った新たな教育研究実施組織
 - ① 導入済みである：【4】
 - ② 導入していない：【30】
 - ③ 導入を検討中：【7】
- (2) 教員と職員との間の業務役割分担
 - ① 明確になった：【4】
 - ② あいまいになった：【7】
- (3) 学部教授会と「教育研究実施組織」との関係
 - ① 教授会自治は尊重されている：【12】
 - ② 「教育研究実施組織」が優位な立場にあり、教授会自治が軽視されている：【4】
- (4) 上記で②の場合、教授会軽視の具体的状況について教えてください。
 - 〔教授会は事後報告の場。人事権が奪われた。教学に関する指示が下りてくる。法律に定められた最低限の事項について形式的に意見聴取し、それ以外の重要事項の大半は決定事項として報告〕

3 - 2 3 - 1(1)の設問で「導入済みである」と回答された方にお尋ねします。該当する組織の委員構成について教えてください。

- ① 教員と職員（正規の委員）で構成：【4】

- ② 職員はオブザーバー資格で参加：【0】
- ③ 学長指名等の特定の教員で構成：【1】

4-1 「教育課程に係る特例制度」適用の有無

- ① 適用を受けている：【1】
- ② 適用を受けていない：【34】

4-2 上記で①の場合、特例の適用（基準緩和）を受けている項目について教えてください（複数ある場合は、すべて記述）【0】

- ① 自ら開設の原理（学部学科は自律的に教育課程を編成し、開設する）
- ② 一年間の授業期間
- ③ 単位互換等の60単位上限
- ④ 遠隔授業の60単位上限
- ⑤ 校地・校舎面積基準
- ⑥ その他の項目〔〕

5. 改正大学設置基準は「学修者本位の教育の実現」に寄与していると思いますか？ 自由にご意見等を記述してください。

- ・結局は、「安上がり教育」の推進に他ならない。
- ・そもそも設置基準を改正する意図も運営の在り方も不明である。
- ・大学当局も、改正大学設置基準が「学習者本位の教育の実現」に寄与するとは考えていない。
- ・学費減免や無償化を国が推進しておらず、経済的理由で進学を断念したり、退学や試験路変更を余儀なくされたりしている若者に学修機会が与えられていない。権利があるのに修学機会を奪われている人たちを排除した設置基準改正であると認識すべき。学修できる土俵に上がれない若者を排除している時点で「学修者本位」をいうのは笑止千万である。
- ・設置基準の改正は、私大淘汰政策と連動しているのではないか。「生き残れる大学」と「生き残れない大学」の選別が進むことで、若者の学びたい大学や学部を選択肢が狭められてしまう。
- ・本学は小規模校であるため少人数教育にならざるをえず、手厚い学生サポートも必要である。ゆえに、基幹教員制度については実質的なメリットを見いだせない。
- ・本学の現状では、基幹教員制度が導入されても大きな変化はないように思う。
- ・基幹教員制度を検討しているのは、文科省への定員増、学部学科新設の認可申請を計画しているからにすぎない。
- ・新学部新学科開設のために基幹教員制度の導入が決まっているが、「学修者本位の教育の実現」に反する要素を含みかねないため、基幹教員制度を他学部他学科に適用しないことを教授会の附帯事項に記し、理事会も承認した。
- ・教職協働については、すでに委員会組織において事務職員が正規の委員として運営に参画している。

- ・「教育研究実施組織」によって教授会自治がさらに形骸化し、トップダウン式の組織運営が幅を利かせる事態になることを危惧している。
- ・(設置基準緩和の流れとは裏腹に)「内部質保証」に関連するエビデンスの作成と保存が押し付けられ、教職員は疲弊している。(2校)

II. 考察

1. 概況

アンケートへの回答結果をみるかぎり、改正大学設置基準による教学部門への影響が明瞭になっているケースは多くない。その理由としては、

- (1) 改正された基準に基づく届出が必要な2025年以降に学部学科の新設や改組等を計画している大学は全体の2割程度であること、
- (2) 加えて、計画のある大学でも、学校法人(理事会)から教授会や組合への計画の詳細に関する情報公開の段階に至っていないため、実際にどのような影響があるのか具体的に把握しづらい状況にあること、
- (3) 他方で、現時点で学部学科の新設や改組の計画がないケースで将来的に改正された基準を適用するにしても、学校規模、学部学科の構成、専任の教職員数等の実情に照らして、さほど大きな変化はないものと推察される大学も少なくないこと、
等が考えられる。

2. 学部学科の新設、改組(廃止も含む)等の計画の概要

計画があるケースの概要は、以下の通り。補助金との絡みもあり、政府主導の「成長分野」をけん引するデジタルサイエンス、数理工学分野の新設、改組が目立つ。

【新設】

通信制情報工学部、工学部、環境イノベーション学部、生命工学科、アートデザイン学部、経営学部商学科

【改組】

理学部→生命科学部、バイオ環境学部→未定、バイオ環境サイエンス学科→生命環境学科、理工学部→未定、理学部→理学部+生命理工学部、環境工学生体課程→環境科学課程、現代生活学部→現代生活学部+生活共創学部、家庭・家族支援学科→デジタル・グリーン子ども学科

【廃止】

短大の廃止(2校)

3. 常勤教員全体に占める任期付教員の比率

常勤の任期付教員の比率は、10%~20%が最多で約35%になる。0~20%では約7割になる。その一方で、30%超は2割を超え、50%超も1割強あった。

任期付教員の比率の高低は、学校規模よりも、学部学科構成や学校法人の経営方針等と関係しているように思われるが、今後の基幹教員制度の導入が進むにつれて、いくぶんかは比率が高くなる

なるものと予想される。

4. 「基幹教員」制度

基幹教員制度を「導入している」と回答したのは5校で、全体の1割強である。ただ、民間企業からの実務家教員を「全学的に積極的に登用している」(5)、「学部によっては積極的に登用している」(21)、クロスアポイントメント制度を「導入している」(10)の回答結果をふまえると、現時点で基幹教員制度を導入していない「導入を検討中」(19)や「当面、導入の予定はない」(12)大学においても、大学設置基準を改正する狙いの1つにあった民間企業からの人材登用やクロスアポイントメントをすでに実施しているケースが多くあることがわかる。こうした点を考慮すると、基幹教員制度の導入により教員採用の局面でただちに大きな変化が起きるようなケースは少ないと推察できる。

実際、基幹教員制度の導入に伴う変化では、(1)専任教員数、(2)任期付教員の割合、(3)教育・学生指導に係る負担、(4)委員会業務等の校務の負担のいずれも「変わらない」が圧倒的に多かった。

なお、専任教員の負担が「増えた」は少数ではあったが、専任教員減・任期付教員増に伴うものの以外に、「合理的配慮」を要する学生が増えている状況への対応、改正大学設置基準に伴う拡大教授会の新設、文科省への各種届出業務の増加等がその要因になっている。

5. 「教育研究実施組織」

新たな教育研究実施組織を「導入済み」と回答したのは、4校で回答全体の約1割である。この4校は、いずれも教員とともに職員が正規の委員として位置づいている。

教員と職員のあいだの業務役割分担については「明確になった」と「あいまいになった」に分かれているが、教授会との関係において「教育研究実施組織が優位な立場にあり、教授会自治が軽視されている」との回答が4校あった。教授会軽視の具体的状況として、「教授会は事後報告の場に変質した」「人事権を失った」「教学に関する指示を受ける場になった」「法律にある最低限の事項について形式的に意見を聴取するだけで、その他の重要事項は『決定事項』として報告される」というような問題が記述されている。こうした問題は、2014年の学教法改正を契機に少なからぬ大学で認められるようになっていたが、さらに2023年の私学法改正が理事会の権限拡張に利用されかねない状況の最中に大学設置基準が改正された今般の経緯を考えると、教授会の審議権を形骸化し、理事会主導の経営路線の中に教学や研究に係る部門をはめ込もうとする面があることに注意を払う必要がある。

6. 総合的評価

自由記述欄にもあるように、改正設置基準は「学修者本位の教育の実現」に資するものではなく、逆に教育の質の切り下げにつながるのではないかという懸念が強い。こうした認識は、私たち組合や個々の教職員の認識にとどまらず、理事会側でもすくなく共有されているように思われる。例えば、基幹教員制度を導入済み、あるいは導入を検討しているケースでも、学部学科の新設・改組、収容定員増等の申請許可を得るための必要な手立てに過ぎないため、形式的な変更はおこなうが、専任教員制度の中身を大きく変更させようとするような動きは表面化していない。その背景として、経営効率の観点から現行の専任教職員数の維持に関しては消極的であって

も、常勤教職員の数を大幅に減らすことは教育の質の低下＝大学の社会的評価の低下を招くため、そうなることを回避しようという意識が理事会側にもあるものと推察できる。

他方で、今般の改正（＝基準の切り下げ）は、私大淘汰政策の一翼を担っている。この点は、中教審大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会の審議動向及び自民党教育・人材力強化調査会提言内容と密接に関連している。改正大学設置基準は、学部学科の新設・改組や収容定員増等により「生き残り」を図ろうとする大学と、諸事情（定員充足状況、財政基盤の強弱、学部学科の特性等）によりこうした方策を断念せざるを得ない大学との色分けを進めるものであるが、短大や地方圏にある中小規模大学の多くは後者に属しているため、「生き残り」を賭けた競争の土俵からの撤退へと追い込まれかねない。結果、いま以上に大都市と地方のあいだの進学格差・教育格差が拡大する。こうした点からも、「学修者本位の教育の実現」とは真逆の改正であると言わざるを得ない。

以上